

福島県水環境保全基本計画の改定について

1 計画の概要等

(1) 計画策定の経緯等

- ・平成8年3月に本県の豊かな水環境を将来にわたって保全し、引き継いでいくための総合的施策を示す計画として策定された。
- ・上位計画である福島県総合計画及び福島県環境基本計画の実現に向けて水環境の面から取り組んでいく計画である。
- ・福島県生活環境等の保全に関する条例第5条に基づく計画である。
- ・平成22年度、24年度に水質の状況や県政世論調査の結果などを踏まえ改定された。
- ・現計画の期間が終了することから、現計画の目標達成状況、現計画による取組の成果と課題等を踏まえ、現計画の見直しを行うもの。

(2) 計画の実施期間

県総合計画や今年度見直しを予定している「福島県環境基本計画」との整合を図りながら、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9か年計画とする。

(3) 現在の計画の構成

ア 基本目標

本県が誇る「清らかに流れる川、紺碧の湖、潮目の海」の中で、人々と水とのさまざまな関わりや多様な生物の共生を身近に感じられる「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」の実現

イ 水質保全目標

基本目標の達成状況を具体的に表現したものとして、水質保全目標を設定する。

ウ 基本理念

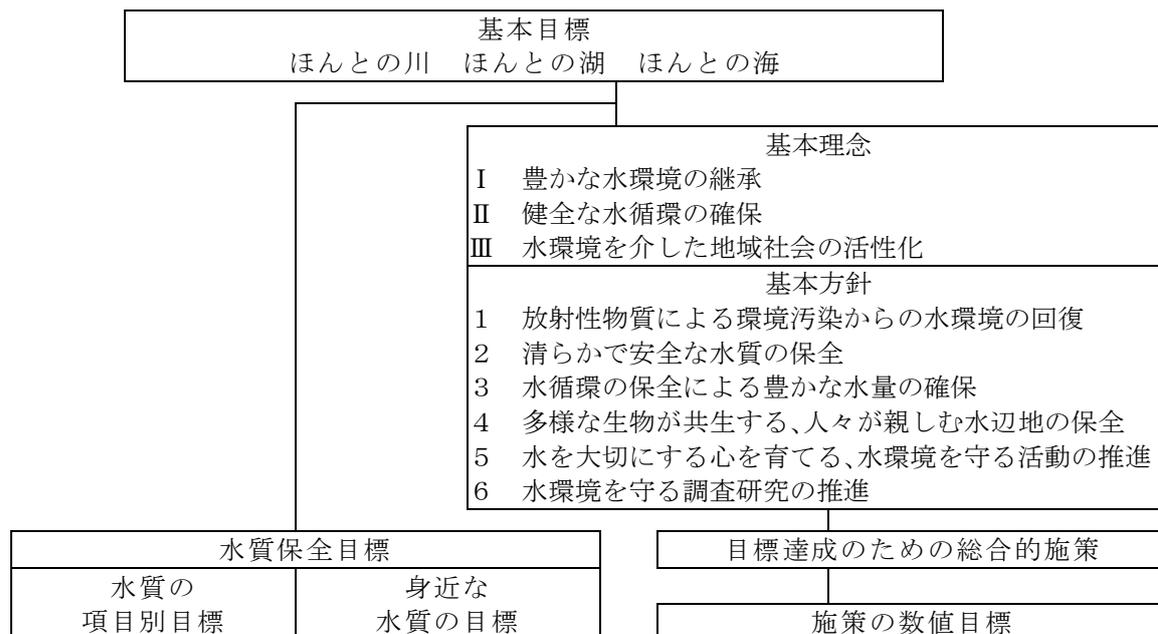
総合的かつ計画的な施策を進めるための理念

エ 基本方針

基本理念を踏まえた水環境保全施策の柱となる方針

オ 施策の数値目標

施策項目の達成状況を具体的に表現したものとして、施策の数値目標を設定する。



2 次期計画について

(1) 計画の位置付け

- ア 当該計画は、県総合計画〔環境と調和・共生する県づくり〕における〔豊かな自然環境や美しい景観の保護・保全〕を推進するための計画
- イ 県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画
- ウ 本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示した『うつくしま「水との共生」プラン』など水環境に関連する他の計画と連携し、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための計画

(2) 基本的な考え方

これまでの施策を通じ、本計画の目指す水質保全目標についてはほぼ達成し、県政世論調査結果においても「海や河川、湖沼などのきれいさ」の満足度について、当該計画の策定時(平成7年度)の34%、改定時(平成21年度)の39%から令和2年度の53%と上昇するなど、身近な水に関する満足度について、ほぼ全ての項目で上昇してきている。

このような状況を踏まえ、次期計画においても、河川等の良好な水質を長期的に維持するため、生活排水対策などを総合的に捉えた水環境保全のための取組を県民、事業者、県及び関係市町村等が連携して、引き続き進めていくことを基本的な考え方とする。

また、これらの取組を進めることにより、関連する持続可能な開発目標(SDGs)の達成を目指す。

3 今後の予定

| | 環境審議会 | | その他 |
|----------|-------|-----------------------|-----------|
| | 全体会 | 第2部会 | |
| 7月 8月 | | 水質保全目標及び 施策の方向性の検討 | |
| 9月 | | 中間整理案 | |
| 10月 | | 答申案 | パブリックコメント |
| 11月 | 答申案 | | 計画改定 |